

群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程（平成14年評議会規程第5号）

（設置）

第1条 群馬県立大学学則（昭和55年規則第11号）第1条の2第2項の規定に基づき、群馬県立女子大学（以下「本学」という。）に自己点検・評価運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、本学の教育水準の向上を図り、かつ、その目的及び社会的使命を達成するため、本学が自ら実施する教育研究活動、管理運営等に係る点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）に関し、次に掲げる事項を審議し、又は実施する。

- (1) 自己点検・評価の具体的な項目等の策定に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (3) 自己点検・評価の結果の活用に関する事項
- (4) 自己点検・評価に関する報告書の作成及び結果の公表に関する事項
- (5) その他自己点検・評価に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科長
 - (4) 外国語教育研究所長
 - (5) 附属図書館長
 - (6) 事務局長
 - (7) 管理部長
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 第3条第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議事）

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席により開催する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（外部評価委員の委嘱）

第6条 委員会は、本学の教職員以外の者を外部評価委員として委嘱することができる。

2 外部評価委員に関し必要な事項は、別に定める。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

（検討部会）

第8条 委員会に、その業務を円滑に行うため、検討部会を設けることができる。

2 検討部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

（事務）

第9条 委員会の事務は、総務係で処理する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 群馬県立女子大学自己点検・評価運営委員会規程（平成4年教授会規程）及び群馬県立女子大学 将来計画委員会規程（昭和60年教授会規程）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 改正後の規程の施行後最初に就任する第2条第8号の委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の規程の施行後最初に就任する第2条第8号及び第9号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。